4　署名者
日　本　側　渡邉修介在アゼルバイジャン大使
アゼルバイジャン側　イスマト・アバソフ農業大臣

平成二十三年四月一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百二十三号

平成二十三年三月二十一日にティンプーで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　一億三千万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　齋木昭隆在ブータン大使
ブータン側　カルマ・ツェテーム国民総幸福委員会次官

平成二十三年四月一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百二十四号

平成二十三年三月二十二日にローマで、ミャンマー連邦内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億八千万円
3　署名者
日　本　側　安藤裕康在イタリア大使
世界食糧計画側　アミール・アブドラ事務局次長

平成二十三年四月一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百二十五号

平成二十三年三月二十二日にベイルートで、レバノン共和国におけるナフル・エル・バーリド・パレスチナ難民キャンプ再建計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　レバノン共和国におけるナフル・エル・バーリド・パレスチナ難民キャンプ再建計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　二億百万円
3　署名者
日　本　側　川上公一在レバノン大使
国際連合パレスチナ難民救済事業機関側　サルバトーレ・ロンバルド在レバノン事務所長

平成二十三年四月一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百二十六号

日本国政府は、平成二十三年三月二十五日、クック諸島を承認した。

平成二十三年四月一日

外務大臣　松本　剛明

○文部科学省告示第六十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成二十三年四月一日

文部科学大臣　髙木　義明

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する規則

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則（平成三年科学技術庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「十一年後」を「十二年後」に改める。

第五条第一号中「四百五十億一千九十一万三千円」を「四百六十四億五千四百三十三万八千円」に、同条第二号中「十七億四千四百二十一万円」を「十六億七千七百十万七千円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○文化庁告示第三十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、第百十三条第三項及び第百七十二条第三項により告示する。

平成二十三年四月一日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
松坂城跡	平成二十三年文部科学省告示第十一号	松阪市（三重県）

○厚生労働省告示第百十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。ただし、平成二十三年三月三十一日以前に、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第四十七号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第二十条の二第一項の規定により障害者介助等助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する旧規則第二十条の障害者介助等助成金の額等については、なお従前の例による。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

第二条中第七号を削り、同条第八号中「第二十条の二第一項第二号チ」を「第二十条の二第一項第二号ト」に、「同号チ」を「同号ト」に改め、同号を同条第七号とする。

○厚生労働省告示第百十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十二条第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十二号）の一部を次のように改正する。ただし、平成二十三年三月三十一日以前に、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第四十七号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条第一項の規定により重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する旧規則第二十一条の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等については、なお従前の例による。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

第一条第一号中「第二十二条第一項第一号に規定する事業施設等（以下単に」を「第二十二条第一項第二号に規定する事業所の事業の用に供する施設又は設備（以下」に、「次に掲げる事業主の区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額」を「申請一回につき五千万円（事業主が次条各号のいずれかに該当する場合又は障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する厚生労働大臣の認定を受けたものである場合にあっては、一億円を超えない範囲で機構が厚生労働大臣の承認を得て定める額。以下この号において同じ。）を超えるときは、五千万円。ただし、一事業所につき一億円を限度とする。」に改め、同号中イ及びロを削り、同条第二号中「次に掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ定める額を超えるときは、それぞれに定める額」を「千七百五十万円を超えるときは、千七百五十万円」に改め、同号中イ及びロを削る。